

広島大学入学料免除・入学料徴収猶予・授業料免除 2026 年度 申請のしおり

申請前に、必ずよくお読みください

1. はじめに	2
2. 申請資格	2
(1) 入学料免除・入学料徴収猶予	2
(2) 授業料免除	3
3. 選考基準	4
(1) 学力基準	4
(2) 家計基準	5
4. 申請方法	6
(1) 全体スケジュール	6
(2) 申請手続き	7
(3) 結果通知までの留意事項	8
(4) 結果通知	8
5. 申請準備	9
(1) 申請区分の確認	9
(2) 家計支持者・世帯構成員の確認	10
(3) 必要書類	11
お問合せ先	15

1. はじめに

広島大学は以下のような経済支援制度を設けています。申請にあたっては、経済状況等を正確に把握するために様々な書類が必要となります。申請する場合は、「申請のしおり」の内容をご理解いただいた上で、必要書類を準備いただき、手続き期間内に不備・不足のないように**学生本人が申請してください**。不明点はお問合せ先(P.15参照)に問い合わせをしてください。

また、申請にあたって提出していただく個人情報は、免除者の選考および申請者数等の統計資料としてのみ使用し、他の目的での使用または第三者に提供を行うことはありません。

入学料免除

経済的な理由などにより入学料を納入することが困難な人に対して、入学料の全額または半額を免除する制度

入学料徴収猶予

経済的な理由などにより入学料を納入することが一時的に困難な人に対して、入学料を一時的に猶予する制度

授業料免除

経済的な理由などにより授業料を納入することが困難な人に対して、授業料の全額または半額を免除する制度

2. 申請資格

(1) 入学料免除・入学料徴収猶予

大学院入学生・専攻科入学生（前期申請は4月入学者、後期申請は10月入学者のみ対象）

以下のいずれかに該当する人が対象

- ① 経済的理由により入学料を納入することが困難で、かつ、一定の学力基準(P.4参照)を満たしている人
- ② 入学料納入月前12か月以内¹に、以下のいずれかの事由が発生し、入学料の納入が困難になった人

- (A) 学資負担者²が死亡した場合
- (B) 本人または学資負担者が風水害等の災害を受けた場合(ただし災害救助法の適用を受けたものは入学料納入前5年以内)
- (C) 学資負担者が失職³(パート、派遣社員は除く)し、申請時現在未就職の場合
- (D) 学資負担者が申請時現在、長期療養中⁴の場合
- (E) 学資負担者が申請時現在、行方不明の場合

学部留学生

- 入学料免除：上記②に該当する人
- 入学料徴収猶予：上記①または②に該当する人

申請できない学生

- 国費留学生
- 政府や会社等から入学料の支給がある学生
- 非正規生
- 日本人(永住者等含む)学部生
- 既に入学料を納付した学生
- 免除申請する学期に日本で生活していない留学生

¹ 納入月前12か月以内とは、前期申請では2025年4月1日以降を、後期申請では2025年10月1日以降を指す

² 各事由が発生する直前まで、同一生計の家族内で最も所得の多かった人等を指す

³ 失職とは、会社倒産、解雇等により職を失った場合であり、定年退職、自己都合による退職や廃業等は含まない

⁴ 長期療養中とは、見込みも含めて6か月以上の療養が必要で、就業不能の状態にあることを指す

(2) 授業料免除

大学院生・専攻科生・学部留学生・2019年度以前入学の日本入学部生

以下のいずれかに該当する人が対象

- ① 経済的理由により授業料を納入することが困難で、かつ、一定の学力基準(P.4参照)を満たしている人
- ② 授業料納入月前6か月以内⁵に、以下のいずれかの事由が発生し、授業料の納入が困難になった人

- | |
|--|
| (A) 学資負担者 ⁶ が死亡した場合 |
| (B) 本人または学資負担者が風水害等の災害を受けた場合(ただし災害救助法の適用を受けたものは授業料納入前5年以内) |
| (C) 学資負担者が失職 ⁷ (パート、派遣社員は除く)し、申請時現在未就職の場合 |
| (D) 学資負担者が申請時現在、長期療養中 ⁸ の場合 |
| (E) 学資負担者が申請時現在、行方不明の場合 |

申請できない学生

- 国費留学生
- 政府や会社等から授業料の支給がある学生
- 非正規生
- 免除申請する学期に、他制度によって授業料免除の支援を受ける学生
- 2020年度以降に入学した日本人(永住者等含む)学部生
- 免除の対象となる学期に在学していない学生(学期途中に休学または修了・退学を予定している場合も、申請不可)
- 申請基準日⁹時点で標準修業年限を超えている学生¹⁰
(大学院生については、論文作成のために標準修業年限を超える場合、[様式7] 指導教員意見書 の提出をもって、最初の半期のみ申請を認めることができます)
- 免除申請する学期分の授業料を既に納付した学生
- 免除申請する学期に日本で生活していない留学生

(参考) 標準修業年限¹¹について

所 属		標準修業年限
学部	全学部(医学部医学科・歯学部歯学科・薬学部薬学科を除く)	4年
	医学部医学科・歯学部歯学科・薬学部薬学科	6年
大学院	博士課程前期・修士課程	2年
	博士課程後期	3年
	医系科学研究科医歯薬学専攻	4年
	専門職学位課程教職開発専攻	2年
	法務研究科	3年 or 2年
	専門職学位課程実務法学専攻	
専攻科	特別支援教育特別専攻科	1年

⁵ 納入月前6か月以内とは、前期申請では 2025 年 10 月 1 日以降を、後期申請では 2026 年 4 月 1 日以降を指す

⁶ 各事由が発生する直前まで、同一生計の家族内で最も所得の多かった人等を指す

⁷ 失職とは、会社倒産、解雇等により職を失った場合であり、定年退職、自己都合による退職や廃業等は含まない

⁸ 長期療養中とは、見込みも含めて6か月以上の療養が必要で、就業不能の状態にあることを指す

⁹ 前期は 2026 年 4 月 1 日、後期は 2026 年 10 月 1 日を指す

¹⁰ 休学により標準修業年限を超えた方においては、ご相談ください

¹¹ 長期履修者においては、許可された履修期間が標準修業年限となる

3. 選考基準

本免除制度は、学力基準を満たす者のうち、予算の範囲内で経済的困窮度が高いと認められる者から全額または半額免除を行います。免除予算には限りがあり、以下の選考基準（学力基準・家計基準）を満たす場合であっても免除されない場合があります。例年、入学料免除が認められる申請者はごく少数です。また、予算の状況等により、過去の免除申請と同じ結果（全額免除・半額免除・不許可）になるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。

（1）学力基準

入学料免除

● 大学院博士課程前期、修士課程、専門職学位課程教職開発専攻、専攻科の入学生（次のいずれかに該当する人）

- ① 専攻又は選抜方法ごとの入学試験の成績が上位2分の1以内の人
- ② 出身大学等における修得単位の平均評価点が75以上の人
- ③ 上記①又は②に相当する学力を有すると研究科長が認めた人

● 大学院専門職学位課程実務法学専攻、博士課程後期、博士課程の入学生

研究科長が学業優秀と認めた人

入学料徴収猶予

● 学部入学生（次のいずれかに該当する人）

- ① 選抜方法ごとの入学試験の成績が上位2分の1以内の人
- ② 出身高等学校の調査書評定の平均が3.0以上の人
- ③ 出身大学等における修得単位の平均評価点が60以上の人
- ④ 上記①、②、又は③に相当する学力を有すると学部長が認めた人

● 大学院博士課程前期、修士課程、専門職学位課程教職開発専攻、専攻科の入学生（次のいずれかに該当する人）

- ① 専攻又は選抜方法ごとの入学試験の成績が上位2分の1以内の人
- ② 出身大学等における修得単位の平均評価点が60以上の人
- ③ 上記①又は②に相当する学力を有すると研究科長が認めた人

● 大学院専門職学位課程実務法学専攻、博士課程後期、博士課程の入学生

研究科長が学業優秀と認めた人

授業料免除

● 学部、大学院博士課程前期、修士課程、専門職学位課程教職開発専攻、専攻科の在学生（次の①及び②に該当する人）

- ① 入学後の修得単位（前期申請は2025年度後期分まで、後期申請は2026年度前期分まで）が、所属する学部、研究科等の「標準修得単位数」に達している人
- ② 入学後の修得単位（前期申請は2025年度後期分まで、後期申請は2026年度前期分まで）の「平均評価点」が63点以上の人

● 学部入学生

出身高等学校の調査書評定の平均および入学試験の成績等により学力を判定

● 大学院博士課程前期、修士課程、専門職学位課程教職開発専攻、専攻科の入学生

出身大学における修得単位の平均評価点および入学試験の成績等により学力を判定

● 大学院専門職学位課程実務法学専攻、博士課程後期、博士課程の学生

研究科長が学業優秀と認めた人

$$\text{平均評価点} = [\{ (\text{秀} + \text{優})\text{の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \} / \text{修得単位数} \times 3] \times 100$$

$$\text{標準修得単位数} = \text{卒業(修了)要件単位数} \times (\text{在学セメスター数} / \text{卒業(修了)までのセメスター数}) \times 0.8$$

(2) 家計基準

免除又は入学料徴収猶予を受けることができる所得の目安は以下のとおりです。

(あくまで目安であり、以下の家計基準を満たす場合であっても免除されない場合があります)

- (A) 学部
- (B) 博士課程前期、修士課程、専門職学位課程教職開発専攻、専攻科
- (C) 博士課程後期、博士課程、専門職学位課程実務法学専攻

入学料免除となる家計基準の目安

● 家族3人の場合

父(収入あり)、母(収入なし)、本人(自宅外)

	給与所得者 (税込収入金額)	事業所得者 (商・農・水産等)
(A)	370万円以下	195万円以下
(B)	390万円以下	210万円以下
(C)	490万円以下	280万円以下

● 家族4人の場合

父(収入あり)、母(収入なし)、本人(自宅外)、弟(公立高校・自宅)

	給与所得者 (税込収入金額)	事業所得者 (商・農・水産等)
(A)	430万円以下	240万円以下
(B)	450万円以下	250万円以下
(C)	590万円以下	350万円以下

入学料徴収猶予となる家計基準の目安

● 家族3人の場合

父(収入あり)、母(収入なし)、本人(自宅外)

	給与所得者 (税込収入金額)	事業所得者 (商・農・水産等)
(A)	628万円以下	378万円以下
(B)	664万円以下	406万円以下
(C)	797万円以下	539万円以下

● 家族4人の場合

父(収入あり)、母(収入なし)、本人(自宅外)、弟(公立高校・自宅)

	給与所得者 (税込収入金額)	事業所得者 (商・農・水産等)
(A)	692万円以下	434万円以下
(B)	722万円以下	464万円以下
(C)	865万円以下	607万円以下

授業料免除となる家計基準の目安

● 家族3人の場合

父(収入あり)、母(収入なし)、本人(自宅外)

	給与所得者 (税込収入金額)	事業所得者 (商・農・水産等)
(A)	422万円以下	234万円以下
(B)	444万円以下	249万円以下
(C)	541万円以下	317万円以下

● 家族4人の場合

父(収入あり)、母(収入なし)、本人(自宅外)、弟(公立高校・自宅)

	給与所得者 (税込収入金額)	事業所得者 (商・農・水産等)
(A)	500万円以下	288万円以下
(B)	524万円以下	305万円以下
(C)	630万円以下	379万円以下

● 家族5人の場合

父(収入あり)、母(収入なし)、本人(自宅外)、妹(私立大学・自宅)、弟(公立高校・自宅)

	給与所得者 (税込収入金額)	事業所得者 (商・農・水産等)
(A)	645万円以下	390万円以下
(B)	667万円以下	409万円以下
(C)	747万円以下	489万円以下

4. 申請方法

(1) 全体スケジュール

前期・後期ともに授業料免除申請を希望する場合でも、それぞれの学期で申請手続きが必要となります。

具体的な日程については、もみじ HP を必ず確認してください。

前期	後期	新入生 前期：2026年4月入学者 後期：2026年10月入学者 (内部進学含む)	在学生	広島大学
1月 末	7月 末			申請概要開示(もみじ HP)
2月	8月		システム申請 (STEP2) 申請書類提出 (STEP3)	申請受付開始(在学生)
入学手続期間	入学手続期間	入学料免除・徴収猶予申請者のみ 各支援室へ[様式2]提出 (STEP1)		
3月	9月		申請受付終了(在学生)	
4月 ~	10月 ~	システム申請 (STEP2) 申請書類提出 (STEP3) 申請受付終了(新入生) 不足書類提出	不足書類提出	申請受付開始(新入生) 申請受付終了(新入生)
(もみじ) 結果通知		●入学料免除・徴収猶予 前期：6月末、後期：11月末	●授業料免除 前期：7月末、後期：12月末	
(予定) 納入期限		●入学料(半額免除・不許可者) 前期：7月上旬頃 後期：12月上旬頃	●入学料(猶予許可者) 前期：8月末 後期：2月末	●授業料(半額免除・不許可者) 前期：8月末 後期：1月末

やむを得ない理由(病気や長期の留学、インターンシップ等)により、申請受付終了までに申請ができない場合は必ず事前にご相談ください。証明書等によりその理由の事実を確認でき、やむを得ない事情と認められる場合に限り、例外的に申請を認めることができます。

(2) 申請手続き

必要な手順(STEP1～STEP3)を確認の上、**学生本人が申請手続きを行ってください。**

入学料免除・徴収猶予 + 授業料免除 の両方申請する

入学料免除・徴収猶予 のみ申請する

授業料免除 のみ申請する

STEP1・STEP2・STEP3 が必要

STEP2・STEP3 が必要

【STEP1】(入学料免除・徴収猶予申請者のみ) [様式2]の提出

入学手続き期間中に、**入学予定の学部・研究科支援室(入学手続き書類提出先)**へ、[様式2] 入学料免除・入学料徴収猶予・授業料免除申請書を提出してください。なお、「学生番号」は入学手続き時点で付与されていないため、記入不要です。

【STEP2】システム申請¹²

もみじ HP 記載の申請期間中に、Microsoft Forms に入力・登録してください(<https://forms.office.com/r/tUrn38jWjU>)。

※必ず、申請基準日([前期]2026年4月1日・[後期]2026年10月1日)時点の広大個人アカウントからサインインしてください。

内部進学者は、必ず進学後の新しい学生番号のアカウントを使用してください。

【STEP3】申請書類提出¹³

もみじ HP 記載の申請期間中に、以下のいずれかの方法で必要書類を提出してください¹⁴。なお、郵送の場合は、当日消印有効です。

- 学生プラザ 3F(授業料免除担当)の提出用ポストへ提出(ポスト付近に配置している封筒に書類を入れてください)
- 霞学生支援室・東千田学生支援室の窓口へ提出(対象:霞キャンパス・東千田キャンパスの学生)
- 特定記録・簡易書留等の追跡可能な方法による郵送
(郵送先) 〒739-8514 東広島市鏡山一丁目7番1号 学生プラザ3F 広島大学教育室学生生活支援グループ(授業料免除担当)

申請期間中に日本にいない私費外国人留学生の場合

友人等による代理提出は行えません。申請する学生本人が、以下の方法により申請書類提出を行ってください。申請期間中に日本におらず、申請できない状況であったことが確認できない場合や、②に示す期限までに提出できない場合、不許可となります。

- ① STEP2まで完了させた上で、一部の書類をメールにより提出してください。

(宛先) gkeizai-group@office.hiroshima-u.ac.jp

(件名) 【学生番号】免除申請書類の提出

(添付) 記入済の[様式1]・[様式2]・日本にいないことが分かるもの(往復航空券等)のPDF

(本文) 「学生番号」「氏名」「学部・研究科名」「現在どの国・地域に滞在しているか」「渡日予定日」

- ② 渡日次第、前期は2026年5月29日17:00まで、後期は2026年10月30日17:00までに、残りの必要書類とパスポートのコピー(氏名等記載欄および出入国スタンプ欄)を不足書類と同様に、各キャンパス窓口へ提出または郵送してください(メール提出は不可)。

不足書類が発生した場合

「My もみじの個人掲示」または「電話(082-424-4353 or 082-424-61●●)」により通知します。

期日までに、学生プラザ 3F(授業料免除担当)窓口へ提出または郵送してください¹⁴。**友人等による代理提出は行えません。**

霞・東千田キャンパスの学生支援室の窓口へ提出し、学内便を利用することは可能ですが、紛失等の責任は負いかねます。

※連絡に応答がない場合や期日までに提出がない場合は不許可となることがあります。期日までの提出が難しい場合、期日より前に学生生活支援グループへご相談ください。

¹² 申請期間内にシステム申請が完了しなかった場合、申請書類提出の有無にかかわらず、申請は無効となります。

¹³ 申請期間内に申請書類提出が完了しなかった場合、システム申請の有無にかかわらず、申請は無効となります。

¹⁴ 到着確認に関するお問い合わせにはお答えできません。

(3) 結果通知までの留意事項

入学料・授業料の納入

結果通知まで入学料・授業料の納入が猶予されますので、絶対に納入しないでください。**一度納入された入学料・授業料は返還できません。**

なお、結果通知から納入期限までの期間が限られているため、免除等が不許可になることも十分考慮して、可能な限り納入の準備をしておいてください。例年、入学料免除が認められる申請者はごく少数です。また、予算の状況等により、過去の免除申請と同じ結果(全額免除・半額免除・不許可)になるとは限りませんので、ご注意ください。

免除申請の取り下げ

「入学料・授業料の納入」や「当制度以外における入学料・授業料免除相当の経済支援制度の採択」等がある場合は、免除申請の取り下げとなるため、「免除申請取り下げ書」をご提出いただくことになります。取り下げの事象が発生次第、学生生活支援グループへ必ずご連絡ください。

海外渡航等により連絡が取れなくなる場合

あらかじめ学生生活支援グループへ申し出てください。

書類提出時から申請基準日までの間に申請内容に変更が生じた場合

至急、学生生活支援グループへご連絡ください。

(4) 結果通知

My もみじ個人掲示により、以下の時期に通知します。

- 入学料免除・徴収猶予 前期:6月末、後期:11月末
- 授業料免除 前期:7月末、後期:12月末

入学料・授業料の納入

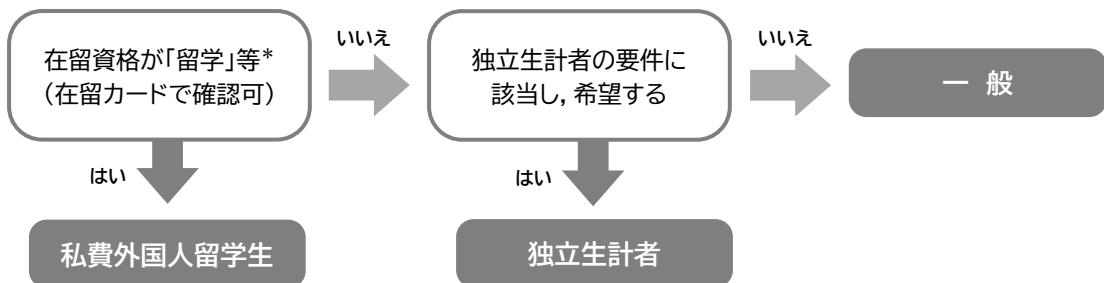
全額免除となった人を除き、結果通知で指定された期限までに該当する入学料・授業料を納入する必要があります。

期限までに納入が難しい場合には、所属の支援室にご相談ください。

5. 申請準備

(1) 申請区分の確認

申請区分により家計支持者や世帯構成員が異なります。以下のフローチャートからご自身の申請区分を確認の上、必要書類をご準備ください。



*家計状況等により、「留学」以外の在留資格を持つ方も、私費外国人留学生として必要書類を求める場合があります。

独立生計者について

大学院生・専攻科生のうち、以下の(A)または(B)のいずれかを満たす人は、独立生計者として申請することが可能です。

(A) 死別等により、父母およびそれに代わる扶養者(配偶者を除く)がいない場合

(B) 次の①~④の条件すべてに該当する場合

① 所得税法上、父母等(配偶者を除く)の扶養親族でない¹⁵

② 父母等と別居している¹⁶(世帯分離や二世帯住宅は、別居とはみなされません)

③ 本人が加入している国民健康保険、共済組合等の公的医療保険において、本人または配偶者が被保険者(国民健康保険においては世帯主)として保険料を支払っている

④ 本人(配偶者があるときは配偶者を含む)に独立した家計を営むに十分な収入がある¹⁷

なお、独立生計者として申請を希望した場合においても、申請時の提出書類等により独立生計者としての要件を満たさないことが確認できた場合は、独立生計者ではなく一般での申請となることがあります。

¹⁵ 父母等の所得税法上の扶養から外れていることを示す次の書類(1)～(3)の提出が必要((1)・(2)は必須)。

なお、申請者本人に配偶者がいる場合、原則として提出不要(ただし、家計状況等によっては提出を求めることがある)。

(1) 父母等の最新の所得課税証明書 原本

(2) 父母等の2025年分の確定申告書(第一表・第二表)または源泉徴収票(確定申告をしている場合は、必ず確定申告書を提出)

(3) (2)の書類で本人が父母等の扶養下にある場合、または父母等が無職のため(2)の書類がない場合のみ、

[様式13] 所得税法上の被扶養者としていることの証明書(申立書) 原本

父母ともにいる場合、2人分(父・母)の書類が必要であるが、いずれかが所得税法上の控除対象配偶者であることが提出書類から読み取れる場合、控除対象配偶者分の書類は提出不要。

¹⁶ 父母等と別居しているが住民票を異動しておらず、現に住居を別にしていることが賃貸契約書により確認できる場合は、別居とみなす。

¹⁷ 次のいずれかに該当すること。

(1) 本人(配偶者含む)に前年から申請基準日以降にかけて継続して年間103万円を超える給与収入または事業等の所得があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される

(2) 本人(配偶者含む)に申請基準日から1年間、103万円を超える給与収入または事業等の所得が見込まれる(給与支払(見込)証明書等が必要)

(2) 家計支持者・世帯構成員の確認

以下の「家計支持者・世帯構成員早見表」により、ご自身の家計支持者・世帯構成員を確認してください。
なお、所得に関する書類は、家計支持者と学生本人分が必要となります。

家計支持者・世帯構成員早見表

	申請者 (学生本人)	配偶者	父母	家計支持者の 扶養下にある ¹⁸ 兄弟姉妹	子	家計支持者の 扶養下にある ¹⁸ 祖父母	家計支持者の 扶養下ない ¹⁸ 兄弟姉妹	家計支持者の 扶養下ない ¹⁸ 祖父母
一般	○	-	○ ^{※1}	○	-	○	×	×
独立 生計者	○	○	○ ^{※2}	○	○ ^{※2}	○	-	-
私費外国人 留学生	○ ^{※3}	○ ^{※3}	※4	△ ^{※3}	○ ^{※3}	△ ^{※3}	△ ^{※3}	△ ^{※3}

◎: 家計支持者 ○: 世帯構成員 △: 同居の場合のみ世帯構成員 ×: 世帯に含めない

※1 父母の死亡等により、父母に代わって家計を支えている方も家計支持者となります。(原則は父母)

※2 家計支持者の扶養下にある場合のみ対象とします。

※3 日本国内にいる者のみ対象とします。

※4 日本国内にいる父母は、家計支持者となります。

例(一般): 父、母、本人、同居の兄(扶養外)、同居の妹(学生)、同居の祖父(扶養外)、別居の祖母(扶養内)

【 家計支持者 】 父、母

【 世帯構成員 】 本人、同居の妹(学生)、別居の祖母(扶養内)

【 世帯に含めない 】 同居の兄(扶養外)、同居の祖父(扶養外)

例(留学生): 父(別居(海外))、本人、配偶者(別居(国内))、子(同居)、兄(別居(国内))、妹(同居)

【 家計支持者 】 本人、配偶者(別居(国内))

【 世帯構成員 】 子(同居)、妹(同居)

【 世帯に含めない 】 父(別居(海外))、兄(別居(国内))

¹⁸ 家計支持者の扶養下とは、「所得税法上の扶養」を指す。家計支持者の所得税法上の扶養人数は、「源泉徴収票」や「所得課税証明書」等で確認できる。

(3) 必要書類

- 申請基準日(前期:2026年4月1日、後期:2026年10月1日)時点の状況で、書類を提出してください。
- 各様式は、もみじHPよりダウンロードしてください。(https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/life/exemption forms.html)
- 書類はすべてA4サイズで提出してください。A4より小さい書類は、A4用紙に貼り付けてください。
- 一度提出された書類を閲覧・返却することはできません。提出前にご自身でコピーを取っておいてください。
- 書類は、原則、コピーを提出してください。原本と指定がある書類のみ、原本を提出してください。
- 家族が本学で同時に申請する場合、原本と指定がある書類については、1名が原本を提出すれば、他の家族はコピーの提出でかまいません。(コピー提出者は、原本提出者の学生番号・氏名をその書類に明記してください。)
- 書類は黒字で入力、または黒ボールペンで記入してください。消せるボールペンは使用できません。
- 記載内容が鮮明に読み取れるものを提出してください。
- 留学生は、学生本人と日本に居住する家族についてのみ、記入・提出するようにしてください。

(3)-1. 申請者全員が提出する書類（必須）

ご自身の申請区分において、★印がついている書類を必ず提出してください。

申請区分			必要書類	注意事項
一般	独立生計者	私費留学生		
★	★	★	提出書類チェックシート	
★	★	★	[様式1] 家庭調書	青枠の中のみ記入
★	★	★	[様式2] 入学料免除・徴収猶予・授業料免除申請書	入学料免除・徴収猶予申請者は、入学手続期間に提出済みの場合、提出不要
★	★	★	最新の所得課税証明書 ¹⁹ 原本	【学生本人】・【家計支持者】分が必要(収入がない場合も必要) 前年(前期申請)または当年(後期申請)の1月1日に日本に住民登録がない場合は、提出不要
★	★	★	[様式3] 収入状況等申告書	【学生本人】・【家計支持者】について記入
		★	通帳のコピー(直近3か月分) ²⁰	【学生本人】・【家計支持者】分が必要(収入がない場合も必要) 日本の銀行等のすべての口座について、氏名のページ、日付・内容・金額が分かるページを提出
		★	[様式4] 家計状況申告書 原本	日本でともに生活する世帯について記入 指導教員の署名が必要
		★	在留カードのコピー	【学生本人】・【家計支持者】・【世帯構成員】分が必要 最新の在留カードの表裏両面をコピー
		★	賃貸契約書のコピー	住所・賃借人名・賃貸人名・契約期間・家賃・入居者が明記されたもの(学生宿舎・ミライクリエ・留学生会館等は証明書で可)
	★		住民票 ²¹ 原本	世帯主・続柄・本籍・筆頭者が明記され、「世帯全員の住民票」と記載のある、申請月3か月以内に発行されたもの(世帯全員分)
	★		健康保険証のコピー ²²	世帯全員分が必要
	★		所得税法上の扶養から外れていることを示す書類 ²³	独立生計者の条件(B)に該当する者のみ必要(P.9 参照) P.9の脚注 15 を参照

¹⁹ 前期申請では2024年1月～12月、後期申請では2025年1月～12月の所得が記載されたもの。住民税課税・非課税の有無、給与・給与外所得別の収入金額、配偶者控除、扶養控除の人数や控除の内訳が明記されたもの。

²⁰ 未記帳により合計記帳(合算)されている場合、取引明細の内訳が分かるものを併せて提出。ネットバンキングやアプリ通帳の場合、スクリーンショットのコピーも可。新たに渡日する新入生のうち、申請基準日時点で日本の銀行口座を有していない場合は、提出不要。

²¹ 父母など別居しているが、住民票を異動していない場合、住居を別にしていることが分かる賃貸契約書(コピー)も必要。

²² ①マイナポータルよりダウンロードした健康保険証(資格取得年月日が確認できる「医療保険の資格情報」)、②資格確認書(医療保険者より発行)のいずれかのコピーを提出。「資格情報のお知らせ」は不可。

²³ 健康保険の「被保険者資格喪失証明書」や「被扶養者異動届」は不可。

(3)-2. 申請者本人・家計支持者の収入に関する書類

学生本人 と **家計支持者** に関する以下の必要書類を提出してください。

区分	必要書類	発行元
給与所得がある方 (アルバイト含む)	一般・独立生計者 ・2025年分の源泉徴収票のコピー ²⁴ ・2025年1月2日以降に転職・就職した場合、[様式5] 給与支払(見込)証明書 ²⁵ 原本 ・2025年1月2日以降に雇用形態が変更になった場合、 [様式6] 雇用形態変更(予定)証明書 ²⁵ 原本	勤務先
	留学生 ²⁶ (アルバイトのみ) ・2025年分の源泉徴収票のコピー ²⁴ 源泉徴収票がない場合、2025年1月～12月分の給与明細または通帳のコピーを提出 (通帳は、氏名のページも提出。該当の入金履歴に必ずマーカーを引くこと)	
給与所得以外がある方 (営業所得・農業所得・不動産所得・利子配当所得・雑所得)	・報酬・料金等の支払調書(受給がある場合のみ) ・①・②のいずれかの書類(税務署等による受付の事実を確認できるもの ²⁷) ①2025年分確定申告書 ²⁸ の第一表、第二表、収支内訳書(青色申告決算書) ②2026年度市区町村県民税申告書の表裏両面および収支内訳書	税務署 自治体等
新規で自営業(起業・開業)を始めた方 (2025年1月2日以降)	・開業届(電子申請の受付番号または受領印があるもの) ・[様式9] 所得額一覧表 原本 ・直近3か月分の帳簿(開業したばかりの場合、開業以降の帳簿一式)	税務署 自治体等
年金受給者 (公的年金・私的年金・企業年金)	・最新の年金支払通知書 または 年金額決定通知書 (公的年金等の源泉徴収票は、提出不可)	日本年金機構 共済組合 保険会社等
諸手当・給付金受給者	・受給者氏名・受給金額・受給期間が分かる証明書 (例：児童扶養手当、傷病手当、労災保険給付金、育児休業給付金等)	-
個人投資家 (株式譲渡・配当等がある方)	・年間取引報告書(損益に関する詳細が分かるもの)	証券会社
退職・廃業した方 (2025年1月1日以降)	・退職年月日が分かるもの ²⁹ (退職証明書 原本・源泉徴収票・離職票1等) 自営業者の場合、廃業届(電子申請の受付番号または受領印があるもの)を提出	勤務先等
雇用保険(失業給付金)受給者	・雇用保険受給資格者証(両面) 第1面～第4面	ハローワーク
生活保護受給者	・直近1年分の生活保護決定(変更)通知書 (受給期間が1年に満たない場合は受給分すべてを提出)	市区町村
他者からの援助受託者	・援助金額・援助期間が分かるもの(通帳等)	-

²⁴ 退職したものも含めて、すべて提出。

²⁵ 一般的な申請区分で、申請者本人のアルバイトの場合は提出不要。また、独立生計者の本学TA・RAの場合、勤務日数・時間数・時給が分かる書類(コピー)で可。

²⁶ アルバイト以外の給与所得がある留学生は、一般・独立生計者と同様の書類を提出。

²⁷ 電子申請の受付番号または受領印があるもの。**①の確定申告書において、受付番号または受領印がない場合、「納税証明書(その2)」原本を併せて提出。**

²⁸ 第三表もあれば提出。また、「別紙のとおり」と記載がある場合、別紙も提出。

²⁹ 本学TA・RAの場合は提出不要。また、独立生計者を除いて、申請者本人のアルバイトの場合は提出不要。

(3)-3. 申請者本人に関する書類

区分	必要書類	発行元
日本学術振興会 特別研究員	・日本学術振興会特別研究員審査結果通知書(予定者も含む)	日本学術振興会
フェローシップ採用者 (SPRING・次世代 AI・女性科学)	・決定通知書・認定書(予定者も含む)	大学
各奨学金受給者	・受給者氏名・受給金額・受給期間が分かるもの(通知書・認定書等) (一般・独立生計者において、日本学生支援機構の奨学金は提出不要)	財団・大学等
論文作成のために、標準修業年限を超えて申請する者(大学院生のみ)	・[様式7] 指導教員意見書 原本 (指導教員に記入を依頼) (修業年限を超えて申請できるのは、最初の半期分のみ)	もみじ HP
日本人学部生 (永住者等含む)	・[様式11] 高等教育の修学支援新制度申請状況等確認書	もみじ HP

(3)-4. その他に必要な書類

区分	必要書類	発行元
高校生以上の就学者	・学生証のコピー または 在学証明書 原本 (申請者本人分は提出不要)	在籍学校
障がい者	・障がい者手帳、療育手帳等のコピー (氏名・手帳番号・障がい名・程度(等級)が分かるもの)	市区町村
ひとり親家庭 (一般・日本国内に父または母がいる留学生のみ)	・①～③いずれかの証明書に寡婦、ひとり親の記載がない場合、戸籍謄本 原本 ①最新の所得課税証明書 原本 ②2025年分の源泉徴収票 ③2025年分の確定申告書	市区町村・勤務先等
家計急変事由に該当する場合	・[様式8] 家計急変申請書 ・事由(A～E)に応じて提出が必要となる書類(P.14参照)	もみじ HP 等
所得税法上の扶養家族に変更がある場合	提出する源泉徴収票や確定申告書に記載の扶養家族から、申請基準日時点の扶養家族に変更(の予定)がある場合に提出 ・[様式10] 申告書 (扶養親族の取り扱いが変わる人の氏名、住所、勤務先、取り扱いが変わる年月日を記入)	もみじ HP
同居人がいる場合 (留学生のみ)	・同居人の在留カードのコピー	同居人

家計状況等により、上記に記載のない書類を求める場合があります。

(3)-5. 家計急変事由に該当する場合の必要書類

「申請資格(P.2, P.3)」の②に該当する場合、以下(1)のほか、事由に応じて(2)の書類が必要となります。

(1) [様式8] 家計急変申請書

(2) 事由に応じて提出が必要となる書類

事由	必要書類
A: 学資負担者が死亡した場合	・死亡した日を確認できる書類 (死亡診断書(写)または戸籍謄本 原本 等)
B: 本人または学資負担者が 風水害等の災害を受けた場合	・罹災証明書(写) ³⁰ ・確定申告書(雑損控除したもの)(写) (申告している場合のみ)
C: 学資負担者が失職(パート、派遣 社員は除く)し、申請時現在、 未就職の場合	・雇用保険受給資格者証(全ページ)(写) ³¹ ・離職票(写) (雇用保険受給資格者証がない場合) 離職理由コードが、以下のいずれかであるものに限る 1A(11), 1B(12), 2A(21), 2B(22), 2C(23), 3A(31), 3B(32), 3C(33), 3D(34)
D: 学資負担者が申請時現在、 長期療養中の場合	・診断書 原本 診断書に病名・診療開始日および申請時現在6か月以上療養中(または6か月以上療養を必要とする見込み)であり、就業不能であることが記載されていること
E: 学資負担者が申請時現在、 行方不明の場合	・学資負担者の行方不明が確認できる書類 (行方不明者届(写)等)

(後期のみ) 授業料免除継続申請者の提出書類の省略について

2026年度前期に広島大学授業料免除を申請した学生のうち、以下の条件をすべて満たす方は、後期申請時に必要書類を一部省略できます。なお、システム申請(STEP2)については、前期に申請済みであっても、後期に再度申請を行う必要があります。

- 2026年10月入学者(内部進学を含む)でない
- 2026年度前期の申請区分から変更がない
- 2026年度前期の広島大学授業料免除申請を取り下げていない³²

必要書類

- ① [様式12] 継続申請書
- ② **学生本人**・**家計支持者**の最新の所得課税証明書 **原本** (2026年6月に更新されたもの)
- ③ 日本人学部生の場合のみ、[様式11] 高等教育の修学支援新制度申請状況等確認書
- ④ 留学生の場合のみ、通帳のコピー(直近3か月分)
- ⑤ 前期の申請内容から変更がある場合のみ、変更に伴い必要となる書類

(例) ・家族数の増減: [様式1] 家庭調書、[様式10] 申告書 等
 ・前期申請時から新たに就職・退職: [様式5] 給与支払(見込)証明書・離職票1 等
 ・前期申請時から雇用形態変更: [様式6] 雇用形態変更(予定)証明書 等

³⁰ 市区町村役場等で発行されたものの写しを提出。

³¹ 雇用保険受給資格者証(写)は、ハローワークで交付されたものを提出。

³² 他制度による免除が決定した場合、取下げとして扱う。

お問合せ先

- 質問事項等がある場合、まず「よくある質問集」をご確認ください。

<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/life/90ff636aa7921a3d96564215d4404d4401c0f7d2.pdf>

- それでも解決しない場合、以下の「お問い合わせフォーム」よりご質問ください。

<https://forms.office.com/r/vK5EmkBjgD>

広島大学 教育室教育部 学生生活支援グループ(授業料免除担当)

〒739-8514 東広島市鏡山一丁目7番1号 (学生プラザ3階)

Email: gkeizai-group@office.hiroshima-u.ac.jp